

令和5年4月3日

お客さま各位

横浜幸銀信用組合

横浜幸銀インターネットバンキング利用規定の改定について

いつも横浜幸銀信用組合をご愛顧頂き、誠にありがとうございます。

令和5年4月10日（月）より個人向けインターネットバンキングサービスとして「横浜幸銀スマートバンキング」のサービスが開始されることに伴い、「横浜幸銀インターネットバンキング利用規定」を改定します。また、本規定の改定により「インターネットバンキング被害補償規定」は廃止となります。

なお、令和5年4月10日以降も「横浜幸銀インターネットバンキング」の主なサービス内容については変更ございません。

記

改定日：令和5年4月10日（月）

対象規定：横浜幸銀インターネットバンキング利用規定

改定概要：個人顧客に関する項目を削除、および不正利用等による被害補償についての明記。

（資料） 横浜幸銀インターネットバンキング利用規定

以上